

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第27回本部員会議

日 時：平成31年3月30日（土）
10時30分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 防疫措置の対応について

II 今後の対応について

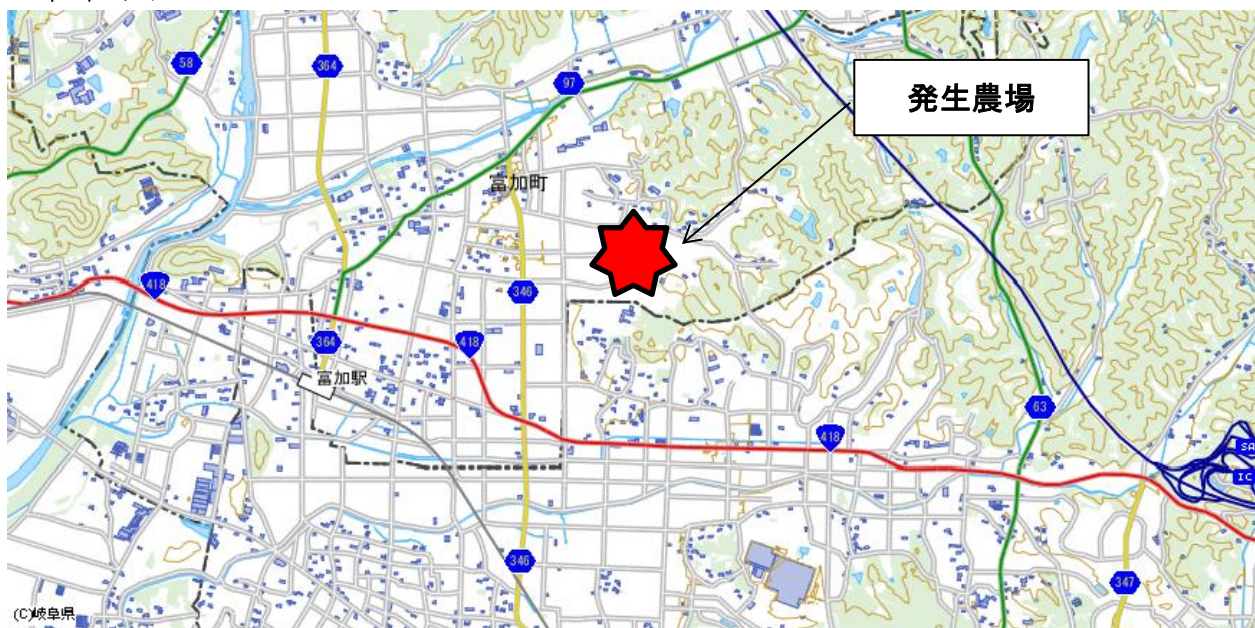
I 防疫措置の対応について

1 農場の概要

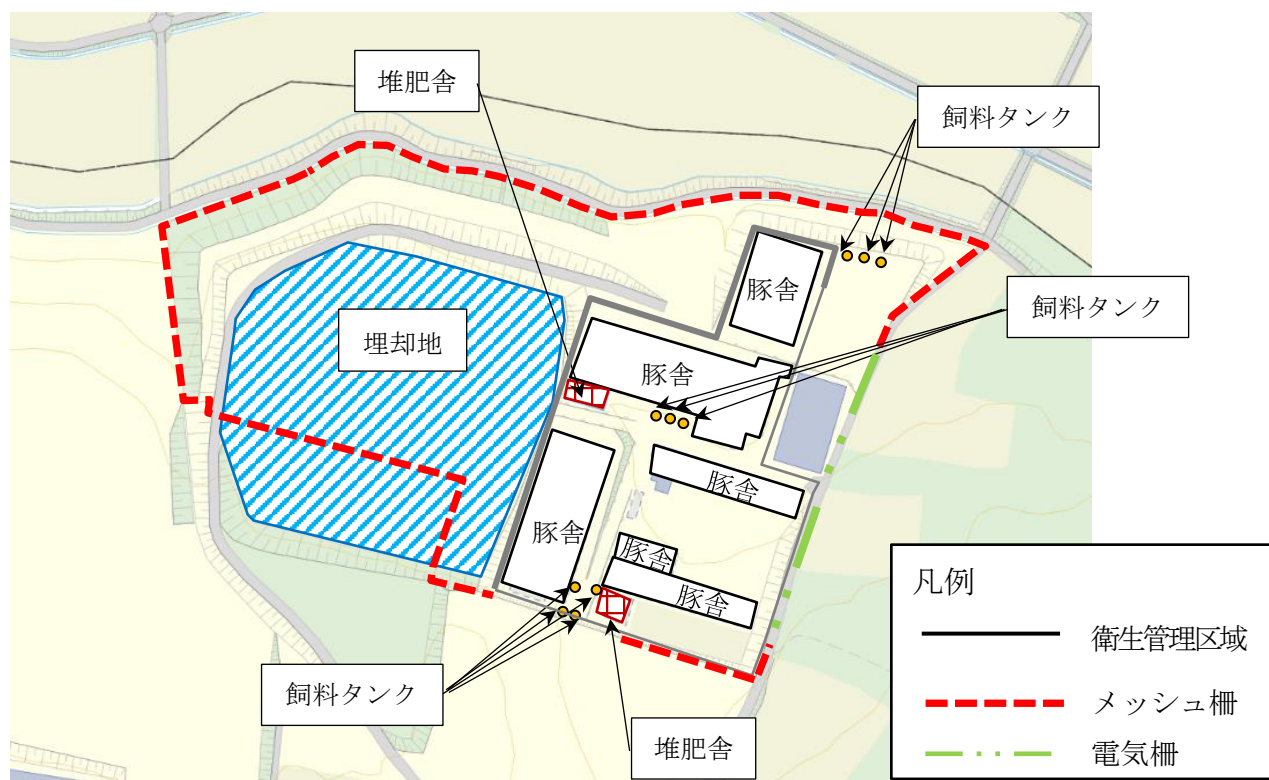
(1) 農場名 : 非公表

(2) 飼養状況 : 674頭 (親豚55頭、子豚619頭)

<位置図>



<配置図>



2 これまでの経緯

3月15日（金） 国による飼養衛生管理基準の現地指導を実施

3月29日（金）

11:25 飼養者から、中濃家畜保健衛生所へ連絡あり
〔
・29日朝に、5頭の豚が死んでいる。
・27日から熱はないが、咳をする豚がいる。〕

12:15 中濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施
〔
・死亡豚5頭を確認
・死亡豚の同居豚 体温39.0～41.4℃
・死亡豚の同居豚15頭から採血〕

14:00 死亡豚5頭、豚15頭の血液を中央家畜保健衛生所へ移送

14:40 交差の恐れがあると畜場（関市）への事前連絡

15:00 剖検開始（死亡豚 5頭）

19:05 搬出制限区域内農場（2農場）への事前連絡

21:05 愛知県へ事前連絡

23:00 PCR検査開始

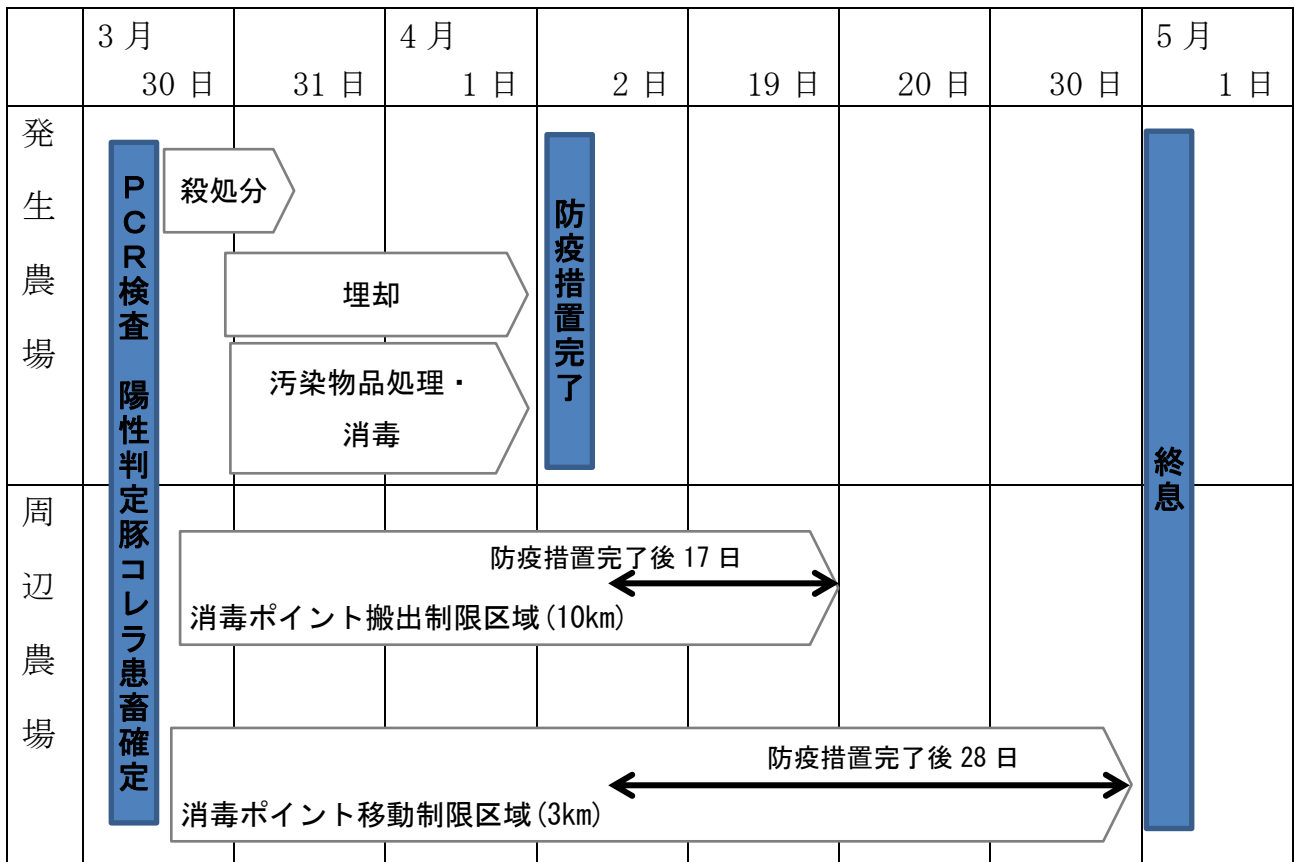
3月30日（土）

7:00 PCR検査結果 20頭陽性

8:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定
搬出制限区域内2農場へ搬出制限を実施

3 防疫措置について

(1) スケジュール



[防疫措置目安]

殺処分：豚コレラ疑似患者決定から、24時間以内に殺処分

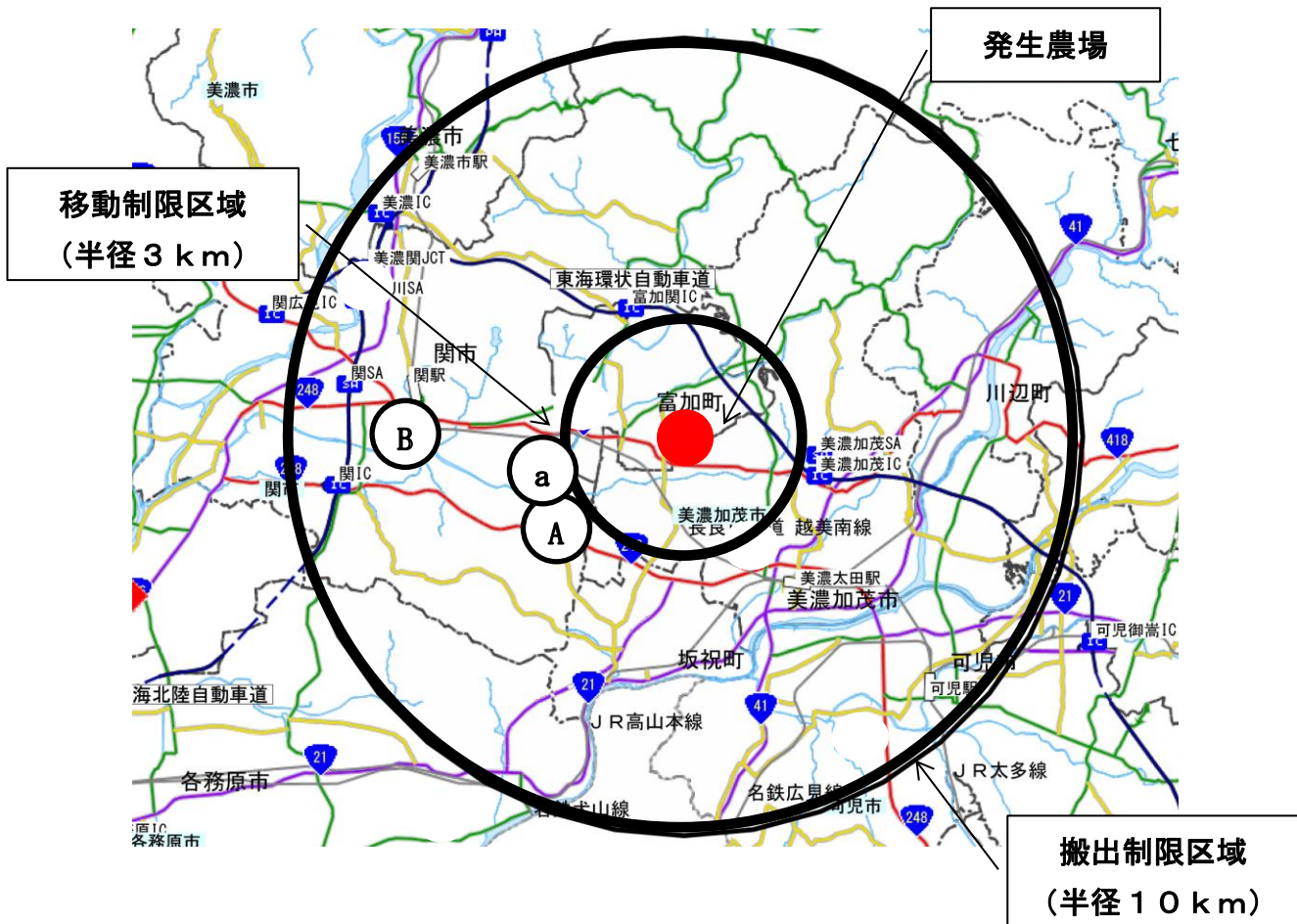
埋却：豚コレラ疑似患者決定から、72時間以内に豚及び汚染物品を埋却

(2) 防疫体制（予定）

	獣医	県職員	市町村 職員	民間 業者	合計
殺処分、農場消毒	39	108	0	0	147
埋却作業	6	288	0	180 [建設業協会]	474
消毒ポイント	0	90	45	0	135
集合場所等	0	151	0	8	159
合計	45	637	45	188	915

4 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域（発生農場から半径 3 km 圏内） なし
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径 10 km 圏内） 2 農場



[3月29日 9時現在]

搬出制限区域内（3～10 km 範囲内）		
A	A農場	1, 274頭
B	B農場	1頭
a	と畜場	—
計		1, 275頭

5 消毒ポイントについて



	路線	場所
①	国道248号	関市西田原
②	県道94号	美濃市生櫛
③	国道41号線	七宗町中麻生
④	国道248号線	可児市谷迫間

II 今後の対応について

1 移動制限、搬出制限区域内の農場の制限について

(1) 移動制限区域内農場の制限

移動制限区域：なし

(2) 搬出制限区域内農場の制限

搬出制限区域：2農場（A農場、B農場）

- ・ A農場：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開
- ・ B農場：出荷なし

2 発生農場と交差の恐れがある農場（2農場）への対応について

- ・ 立入検査の実施
- ・ 1日2回の報告徴求
- ・ 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及び「監視対象農場検査プログラム（国）」を確認し、国と協議が整ったうえで、出荷を再開

3 県内と畜場における対応について

(1) 発生農場と交差の恐れがあると畜場（関市）

- ・ 「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティー要件」を確認したうえで、搬入、出荷を継続

追加防疫対策

※番号は、飼養衛生管理基準の遵守状況チェック表の項目による。

1 家畜防疫に関する最新情報の把握等

- 農場で飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に関する情報を従業員全てに周知し、定期的に教育や訓練を実施する。
- 飼養管理を行う者をできるだけ限定する。
(畜舎ごとの専任制など)
- 衛生管理区域に持ち込む輸送容器等（飼料輸送容器、ガスボンベ等）及び器具（一輪車等）や重機等は、十分に洗浄・消毒する。

3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

- 消毒薬は、効果の高いアルデヒド製剤などの使用を検討する。（逆性石けん製剤より高価であるがより高い効果が期待される）
- 有機物が多く微生物が繁殖しやすい場所では、複合塩素剤の使用を検討する。
- 逆性石けん製剤を用いる場合は、消毒効果を高めるため、消石灰を添加する。
- 消毒薬同士の干渉や使用方法の取り違いなどを防止するため、農場内で使用する消毒薬の種類は必要最小限とする。
- 農場出入口等の車輛用消石灰帯は十分な幅及び延長を確保する。（幅：6 m以上、延長：2車長以上、少なくとも車輪2回転（3 m）以上）
- 消毒の記録（対象、時間、場所、消毒薬の種類など）を残す。
- と畜場などから帰ってくる出荷車は、農場から離れた場所に駐車場を確保するか、場外に一晩置いておくなどの工夫をする。
- と畜場などから帰ってくる職員は、自宅などでシャワーを浴びてから農場へ戻る。
- 衛生管理区域内に不必要な物を持ち込まない。
- 豚舎内での作業は、家畜衛生及び労働安全の観点から、素手ではなく、手袋を着用する。
- 野生いのししの捕獲作業等に従事した者を、原則、衛生管理区域に立ち入らせない。
- 農場関係者は海外渡航を自粛する。
(止むを得ない場合であっても畜産関係施設等への立入は厳に控えるなど、防疫対応に十分留意)
- 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態の確認に努める。

4 野生生物等からの病原体の侵入防止

- 野生も含め犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しない。
- 畜舎外でのエサこぼしに注意するとともに、エサタンク下などには消石灰を散布する。
- 衛生管理区域内であっても、小動物や鳥類などにより、環境中にウイルスが存在する可能性が否定できないため、屋外の消毒などを徹底することとし、豚舎間の通路や豚の出荷台など、人、車両及び豚などが通行する場所に消石灰を散布する。
- 豚舎出入り口付近は特に厚めに消石灰を散布する。
- 各豚舎間の通路は、消毒の効果を高めるため、可能な限り舗装し、ぬかるみをなくす。
- 豚の出荷台などは、定期的に洗浄・消毒するとともに、使用前に消石灰を散布する。
- 豚舎間の豚の移動は、運搬用ケージやトラックなどを使用する。
- 運搬用ケージ、トラックなどは、使用の前後に洗浄・消毒する。
- 止むを得ず場内を歩かせる場合は、移動経路に消石灰を散布することとともに豚と車両・重機の動線を分離する。
- ネズミや野鳥など野生動物の住み着きや往来を減らすため、殺鼠剤を使用するとともに、場内を整理整頓し、不要物品や草木などを除去する。
- 畜舎清掃に用いる水は、飲用に適した水または適切に消毒した水を使用する。
- 雨水や沢水のほか、湧き水や井戸水であっても、豚の飲用水を消毒するとともに、検査により水質を確認する。

5 衛生管理区域の衛生状態の確保

- 衛生管理区域内に保管する一輪車等の器具や重機等についても、日頃から十分に洗浄し、適切な消毒を行ったうえで使用する。

6 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

- 外部からの豚の導入は、1回の導入頭数を多くし、導入回数を減らす。

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。
 記入欄には農場の状況を各項目ごとに記入し、指導・助言した場合、その内容を記入すること。
 なお、指導・助言し、改善されたことを確認するまでの間、チェック印（遵守している）をつけないこと。

※下表中 は、追記対策項目（H31.3.30）

（家保記載欄）
 達成度
 （該当を○で囲む）

（2）豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		A・C
記入欄	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	A：チェックあり C：チェックなし
	情報の把握方法： 家保から情報・指導 農林水産省HP 研修会 その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 農場で飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を従業員全てに周知し、定期的に教育や訓練を実施している。 <input type="checkbox"/> 飼養管理を行う者をできるだけ限定している。 従業員： 本人のみ 本人以外（ ）人 教育・訓練の有無、頻度： なし あり（頻度： ） 飼養管理を行う者の限定： していない している（畜舎ごとの専任性、その他（ ））	
	指導・助言したことを記入： （ ）	
2. 衛生管理区域の設定		A・B・C
①	衛生管理区域を設定している。	A：チェックが2個 B：チェックが1個 C：チェックなし
記入欄	※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定： 設定している 設定していない（対策： ） 衛生管理区域境界の対策 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 電気柵（破損：なし あり、漏電：なし あり、高さ：1段 cm 2段 cm 3段 cm） <input type="checkbox"/> ワイヤメッシュ（破損：なし あり、下の隙間：なし あり、高さ： cm） <input type="checkbox"/> 消石灰帯（設置：なし あり、幅 m） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	指導・助言したことを記入： （ ）	
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
記入欄	第三者が見て明確な境界線が設けられているか：設けられている 設けられていない（対策： ） 方法： 柵 ロープ 三角コーン 消石灰帯（幅 m） 垣根（プランター） その他（ ） 立入禁止看板： あり なし 指導・助言したことを記入： （ ）	

③ 衛生管理区域及び畜舎に入入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。

<衛生管理区域>
方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ）
消毒を常時実施： 実施している 実施していない
※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

<畜舎>
方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ）
消毒を常時実施： 実施している 実施していない
※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

記録： なし（ 畜主より聞き取り ）
あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）

※ 踏込消毒槽について
消毒薬の種類：（ ）
消毒薬の希釈倍数：（ ）
消毒薬の交換頻度：（ ）
消毒前の有機物除去： 洗浄用ブラシや水槽の設置 その他（ ）

衛生管理区域内に不必要な物を持ち込まないよう指導している。

畜場などから帰ってくる職員は、自宅などでシャワーを浴びてから農場へ戻ること。

記入欄
指導・助言したことを記入：

[]

④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。

<衛生管理区域専用>
従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）
来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）
※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ）
※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ）
※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり
※ 衣服及び靴の汚れが、衛生管理区域専用の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明瞭な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）

<参考：畜舎専用>
従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）
来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）
※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ）
※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ）
※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり

豚舎内での作業は、家畜衛生及び労働安全の観点から、素手ではなく、手袋を着用すること

記入欄
指導・助言したことを記入：

[]

⑤ 他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。

記入欄
記録： なし（ 畜主より聞き取り ）
あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）
※野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業に従事した者についても、同様に扱うこと。

指導・助言したことを記入：

[]

⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
記入欄	記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））	
記入欄	<input type="checkbox"/> 野生いのししの捕獲作業等に従事した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））	
記入欄	<input type="checkbox"/> 農場関係者の海外渡航を自粛している。 <input type="checkbox"/> 止むを得ず渡航した場合は、以下に留意している。 （1）渡航に当たっての留意事項 ① 家畜市場、家畜の飼養農場、と畜場等の畜産関連施設に不要に立ち入らないこと。 ② 動物との不用意な接触は避けること。 ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。 ④ 帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。 （2）帰国後の留意事項 <input type="checkbox"/> 帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。 <input type="checkbox"/> 農場主や従業員等、飼養管理を行う上で必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じること。 <input type="checkbox"/> 海外で使用した衣服及び靴は洗浄、消毒その他必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域へ持ち込まないこと。・家畜市場 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））	
記入欄	指導・助言したことを記入： ()	
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
記入欄	対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 洗浄・消毒の方法： 洗浄 消毒（消毒薬名： 、希釈倍数 ） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： ()	
⑧	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
記入欄	対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 洗浄・消毒の方法： 洗濯 洗浄 消毒（消毒薬名： 、希釈倍数 ） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： ()	

⑨

食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。

食品循環資源（※1）を原材料とする飼料の有無： なし あり（具体名： ）
食品循環資源の収集方法： 自分で収集 市販飼料（又は自社所有工場等製飼料）を利用
食品循環資源の導入元：
動物由来品（※1）の含有（可能性も含む）： なし あり（具体名： ） 不明
動物由来品が含有していることの記録（導入元からの書類等）： なし あり（具体的書類）

農場での加熱方法： 鍋で煮る 蒸す 焼く その他（ ）
農場での加熱状況： 温度 時間
農場での加熱状況の確認方法： 温度計で手動計測（頻度 計測部位） 自動計測 その他（ ）
農場での加熱状況の記録： なし（畜主より聞き取り）
あり（記録表 カレンダー その他（ ））

製造事業場での加熱方法： 温度 時間
製造事業場名： （商品名： ）

※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。
動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。
ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。

□外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態の確認に努めている。

指導・助言したことを記入：

()

記入欄

4. 野生動物等からの病原体の侵入防止

A・B・C

① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。

A: チェックが3個
B: チェックが2個
C: チェックが0~1個

周辺にいる野生動物の種類:

給餌・給水設備: 畜舎内への侵入防止 ふた 排せつ物の除去
その他 ()

※屋内保管の場合、野生動物が侵入する隙間等: なし あり (対策:)
※畜舎周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺に電柵、ワイヤーメッシュの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など衛生管理区域への野生動物等の侵入を防止すること。

畜舎内への侵入防止対策

- なし
- ウィンドレス (隙間: なし あり (対策:))
- 壁または窓 (破損: なし あり (対策:))
- ネット (網目: cm、破損: なし あり (対策:))
- 金網 (網目: cm、破損: なし あり (対策:))
- 消石灰帯 (設置: なし あり (幅 m))
- その他 ()

排泄物保管場所の対策

(1) 排泄物処理方法

- 堆積
- コンポスト
- 共同処理施設への搬出
- その他 ()

(2) 野生動物の侵入防止対策

- なし
- 屋内保管 (隙間: なし あり (対策:))
- ネット (網目: cm、破損: なし あり (対策:))
- ブルーシート
- その他 ()

資材保管場所の対策

- なし
- 屋内保管 (隙間: なし あり (対策:))
- 蓋付容器
- ネット (網目: cm、破損: なし あり (対策:))
- ブルーシート
- その他 ()

記入欄

野生も含め犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しない。
※野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域

畜舎外でのエサこぼしが無いこと。
 エサタンク下など、エサこぼしの恐れがある箇所には消石灰を散布すること。
※野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域

豚舎間の通路及び出荷台など、人、車両及び豚などが通行する場所に消石灰を散布すること。
 豚舎出入口付近は特に厚めに散布すること。
 豚舎間の通路などは、舗装するなどし、ぬかるみをなくすること。
 出荷台などは、定期的に洗浄・消毒するとともに、使用前に消石灰を散布すること

豚の豚舎間移動は、運搬用ケージやトラックなどを用いること。
 運搬用ケージやトラックなどは、使用の前後に洗浄・消毒すること。
 止むを得ず、豚を歩かせて移動する場合は、移動経路に消石灰を散布することととも豚と車両・重機の動線を分離すること

ネズミ駆除のため、殺鼠剤を使用すること
 ネズミや野鳥など野生動物の住み着きや往来を減らすため、場内を整理整頓し、不要物品や草木などを除去すること

指導・助言したことを記入:

()

② 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。

飲用水： 水道水 井戸水（異物混入：なし あり） 湧水（異物混入：なし あり）
 その他（ ）

消毒を常時実施： 実施していない 実施している（消毒薬名： 、希釈倍数： ）

畜舎清掃に用いる水について、飲用に適した水または適切に消毒した水を使用している。
 ※野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域

雨水や沢水のほか、湧き水や井戸水であっても、豚の飲用水を消毒するとともに、検査により水質を確認すること

指導・助言したことを記入：
 ()

③ 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。

死体の保管場所：
 死体の処理及び一時保管方法
 豚（哺乳豚）：化製処理（業者名： ） その他（ ）
 豚（肥育豚）：化製処理（業者名： ） その他（ ）
 豚（成 豚）：化製処理（業者名： ） その他（ ）

野生動物の侵入防止対策
 なし
 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 コンテナ
 蓋付容器
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート
 その他（ ）

指導・助言したことを記入：
 ()

5. 衛生管理区域の衛生状態の確保

A・B・C

① 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。

施設の方法： 清掃（頻度： ） 消毒（頻度： ） 消毒薬名： 希釈倍数：
 対象器具の有無： なし あり（器具名： ）
 器具の方法： 清掃（頻度： ） 消毒（頻度： ） 消毒薬名： 希釈倍数：

記録： なし（畜主より聞き取り）
 あり（記録表 カレンダー その他（ ））

一輪車等の器具や重機等について、日頃から十分に洗浄し、適切な消毒を行ったうえで使用している。

対象物品の有無： なし あり（物品名： ）

洗浄・消毒の頻度： 毎日 毎週 毎月 不定期 使用前 使用后

消毒薬名：（ ）
 消毒薬の希釈倍数（ ）
 消毒を常時実施： 実施している 実施していない
 記録： なし（畜主より聞き取り）
 あり（記録表 カレンダー その他（ ））

指導・助言したことを記入：
 ()

A：チェックが3～4個
 B：チェックが2個
 C：チェックが0～1個

記入欄

記入欄

記入欄

②	家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	
記入欄	対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 方法： 交換 消毒（消毒薬名： 希釈倍数： ） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 農場マニュアル 貼紙 その他（ ）） 指導・助言したことを記入： []	
③	畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	
記入欄	方法： 除糞 水洗 消毒（消毒薬名： 希釈倍数： ） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： []	
④	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	
記入欄	【1頭あたりの面積】種豚： m ² 、肥育豚： m ² ※ 定期報告での報告項目 ※ 数値基準は示されていないが、肥育豚で0.8m ² /頭、母豚で1.2m ² /頭が参考 指導・助言したことを記入： []	
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
①	家畜に特定症状（※2）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
記入欄	特定症状の理解状況： 理解している 理解していない 家畜保健衛生所の連絡先の把握： 把握している 把握していない 緊急時の連絡先番号（ ） 従業員がいる場合 周知方法： 農場マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ） 指導・助言したことを記入： []	
②	家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
記入欄	以下の対応が必要であることを理解している： 理解している 理解していない 家畜保健衛生所から連絡があるまで、 1. 家畜や畜産物等の出荷及び移動は行わない 2. 物品を衛生管理区域外に持ち出さない 従業員がいる場合 周知方法： 農場マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ） 指導・助言したことを記入： []	

A・B・C
A：チェックが7～8個 B：チェックが4～6個 C：チェックが0～3個

	<p>③ 家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。</p>	
記入欄	<p>以下の対応が必要であることを理解している： 理解している 理解していない 1. 特定症状以外の異状（死亡頭数の増加等）を確認した場合、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求める 2. 異状の原因が、監視伝染病ではないことが確認されるまでの間、農場から家畜の出荷及び移動を行わない 3. 当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従う ※ 異状確認時には、速やかに獣医師又は家畜保健衛生所へ連絡を取る体制を整えている： 整えている 整えていない</p> <p>従業員がいる場合 周知方法： 農場マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入： ()</p>	
	<p>④ 毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。</p>	
記入欄	<p>記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） ※ 記録すべき内容について理解している： 理解している 理解していない</p> <p>指導・助言したことを記入： ()</p>	
	<p>⑤ 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。</p>	
記入欄	<p>記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） ※ 記録すべき内容について理解している： 理解している 理解していない</p> <p>指導・助言したことを記入： ()</p>	
	<p>⑥ 他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。</p>	
記入欄	<p>隔離方法： 隔離用スペースの確保 その他（ ）</p> <p>☐外部からの豚の導入は、1回の導入頭数を多くし、導入回数を減らすこと</p> <p>指導・助言したことを記入： ()</p>	
	<p>⑦ 家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。</p>	
記入欄	<p>記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ））</p> <p>指導・助言したことを記入： ()</p>	
	<p>⑧ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。</p>	
記入欄	<p>対策： 屋根付きトラック 蓋付容器 ブルーシート その他（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入： ()</p>	

9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

A・B・C
 A：チェックが2個
 B：チェックが1個
 C：チェックなし

①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
記入欄	担当獣医師名又は診療施設名： _____ 指導頻度： _____ 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カルテ カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： (_____)	

②	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	
---	---	--

記入欄	周知方法： 農場マニュアル 貼紙 その他（ ） ※ 特定症状確認時の具体的対応：（ ） 指導・助言したことを記入： (_____)	
-----	--	--

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

- ※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。
- ※1 動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。
- ※2 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
 - ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳房又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘻痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
 - ②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
 - ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ※2 特定症状（対象とする家畜伝染病：豚コレラ及びアフリカ豚コレラ）
 - ①耳翼、下腹部四肢等に紫斑があること。
 - ②同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。
 - (1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - (2) 便秘、下痢
 - (3) 結膜炎（目やに）
 - (4) 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
 - (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - (6) 流死産等の異常産の発生
 - (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
 - ③同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
 - ④血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。

巡回年月日 平成 年 月 日

農家名
 立会人
 巡回者